

匝瑳市固定資産評価審査委員会会議録

- 1 日 時 令和3年6月11日（金）
午後2時50分から午後3時13分まで
- 2 場 所 匝瑳市役所 議会棟2階第2委員会室
- 3 出席者
- (1) 委 員 加瀬貞明委員、谷田部弘之委員、熱田康雄委員
- (2) 事務局(総務課) 布施昌英総務課長、菊間和彦副主幹、富井将光主査補、
久保田潤主任主事

会議結果

1 開 会

【事務局】

本日は、大変お忙しいところ、匝瑳市固定資産評価審査委員会への出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、事務局、総務課庶務班の菊間と申します。よろしく願いいたします。

会議につきましては、匝瑳市固定資産評価審査委員会規程第4条第1項の規定により、委員の皆様全員お揃いでございますので、会議が成立しましたことを、この場で御報告させていただきます。

それでは、定刻前ではありますが、ただ今から、匝瑳市固定資産評価審査委員会を開会させていただきます。

2 挨 拶

【事務局】

それでは、はじめに、匝瑳市役所、布施総務課長から御挨拶申し上げます。

【書記長】

本日は御多忙の中、匝瑳市固定資産評価審査委員会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご案内のように、本委員会制度につきましては、地方税法の規定によりまして、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査を、課税主体であります市町村長から独立した中立的な第三者機関として行っていただくものでございます。このことによりまして、固定資産評価の客観的合理性を担保し、納税者の権利を保護することで、固定資産税の適正な課税を行うものであり、本委員会制度は固定資産制度の中で大変重要な位置づけを担っております。

令和3年度におきましては、固定資産の評価替えの年に当たりまして、先月12日に納税通知書を発送させていただいたところでございます。本日現在、1件の審査申出書の提出がございましたことから、審査委員会を開催させていただくこととなりました。

本日は、当該申出に係る形式審査ということではございますが、当年3月に御就任していただいて以来、初めての開催ということで、その前段として委員長の選任等の議題がございます。委員の皆様におかれましては慎重審議にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

【事務局】

ここで、本日、委員の選任後、初めての会議でございますので、大変恐れ入りますが、自己紹介を順番にお願いしたいと存じます。

加瀬委員さんから自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員の自己紹介)

【事務局】

続いて、職員の自己紹介をさせていただきます。

(職員の自己紹介)

【事務局】

これより、議題に入りますが、その前に、本日配布の資料につきまして御確認させていただきます。

(資料確認)

3 議 題

(1) 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員長の選任について

【事務局】

それでは、これより議題に入らせていただきます。

先般、平成30年3月定例会において議会の同意を得まして、市長により委員の皆様を選任させていただきましたが、このたび、選任後初めての委員会となりますので、まず、審査委員会の委員長を定めていただくこととなります。

委員長の選任につきましては、資料1の匝瑳市固定資産評価審査委員会条例第2条第2項の規定によりまして、「委員長は、委員の互選によりこれを定める」とされておりますので、御意見がありましたらよろしくお願いします。

(「加瀬委員を推薦します。」との発言あり)

【事務局】

ただ今、「加瀬委員さんを」との御推薦がございましたが、加瀬委員さん、いかがでございますか。

(「承諾」の旨の発言あり)

【事務局】

それでは、加瀬委員さんに匝瑳市固定資産評価審査委員会の委員長をお願いしたいと存じます。

それでは、これ以降の議題につきましては、資料2の匝瑳市固定資産評価審査委員会規程第3条第2項第3号に、委員長が議事の運営を行う旨、規定されてお

りますので、加瀬委員長に議長席に移っていただきまして、議事の進行をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

【議長】

大変力不足というところではありますけれども、皆様のご協力を頂いて、委員長との職を務めてまいりたいと存じますのでよろしく願いいたします。

.....(2) 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員長職務代理者の指定について.....

【議長】

それでは、議題第2号「匝瑳市固定資産評価審査委員会固定資産評価審査委員会委員長職務代理者の指定について」を議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします・

【事務局】

それでは議題の(2)のご説明をさせていただきます。資料の1の匝瑳市固定資産評価審査委員会条例第2条第4項を御覧ください。

こちらには「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を代理する」ということが規定されています。

このため、本件については、委員長の職務代理をする委員を決定していただくため、委員長の指定をお願いするものであります。説明は以上となります。

【委員長】

それでは、委員長が指名するというところでございますので、私から指定させていただきます。

これまで委員長の職務代理者として、長年、務めていただきました谷田部委員に、引き続き、職務代理者ということで、指定をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

.....(3) 審査長の指定について.....

【議長】

続きまして、議題の3「審査長の指定について」を議題といたします。
事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは議題の（3）についてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。地方税法第428条第1項になります。こちらには審査の申し出についてということで、こちらの規定によりまして委員のうちから委員会が指定する3人の委員により構成する合議体で審査することとなっております。本委員会の場合は3人になりますので、合議体は委員会と同じ方で構成することになります。

今回、5月31日付けで審査申出が提出されましたので、当該申出に係る合議体を設置する必要が生じました。

つきましては、同条第2項の規定によりまして、委員会は合議体の長である「審査長」を指定することとなっておりますので、審査長を指定していただきたく、本議題を提案しております。説明は以上になります。

【議長】

ありがとうございました。審査長の指定については、委員会の指定ということですが、いかがいたしましょうか。

（「審査長に委員長を推薦します。」との発言あり）

【議長】

「委員長を審査長に」との提案を頂きましたがいかがでしょうか。

（「異議なし」との発言あり）

【議長】

では、委員長を審査長に指定することとさせていただきます。

続きまして、議題第4号の「その他」であります。委員の皆さんから何かありますでしょうか。

（発言なし）

【議長】

その他については特にありませんので、これで議題を全て終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

4 その他

【事務局】

加瀬委員長には、円滑な議事運営をいただき、大変ありがとうございました。

それでは、次第の「4 その他」でございますが、一点ご連絡がございますので、事務局からご説明させていただきたいと思っております。

【事務局】

それでは、その他ということで一点ご説明させていただきます。

本日お配りしております資料4及び資料5ですが、押印の見直しということで、併せてご説明をさせていただきます。

初めに資料4をご覧ください。こちらにつきましては、令和2年7月に総務省から「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」という文章が発出され、この中では新型コロナウイルス感染症予防対策及び業務の効率化等の観点から国における押印の手続きを可能な限り廃止していくという内容と合わせまして、地方公共団体にも国に準じた対応を実施することが求められております。

これを踏まえまして、本市において、文書への押印の見直し方針を決定させていただき、市の基本的な考え方を資料4に一部抜粋をして掲載させていただきました。

今回見直しの対象となっております匝瑳市固定資産評価審査委員会規程については、様式中に市民等からの押印を求めている書類が三種類ありましたので、こちらの見直しを実施させていただきたいと考えているところであります。委員会規程の一部改正につきましては、本来委員の皆さんにお集まりいただきましてご審議をいただくところですが、見直しの時期を7月1日に設定しており、また、本議題のみで再度お集まりいただくには時間的制約があるものと考えておりまして、持ち回りの決裁により改正をさせていただきたいと考えております。

改正のイメージにつきましては、資料4の裏面に記載をしておりますのでご覧

ください。こちらは第一号様式、土地に係る審査申出書になりますが、この様式中、審査申出人の欄及び代理人等の欄に押印欄がございますので、こちらを削除する改正になります。その他の様式についても同様の改正を予定しております。

また、資料5につきましては、現在開会中の匝瑳市議会6月定例会に提案させていただいている匝瑳市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の議案になっております。当該条例は先ほどの委員会規程の様式に押印を求めている根拠法令となっております。条文中に押印を求めている規定がございましたので、押印を廃止する改正内容となっております。委員会規程につきましては、条例が議会で承認された後に改正させていただく予定です。

以上、説明をさせていただきましたが、先ほど申し上げましたとおり、委員会を開催させていただく時間的な制約がございましたので、委員会規程における押印の見直しについては、今後、持ち回り決裁ということで対応させていただきたいというお願いのご連絡となります。説明は以上となります。

【事務局】

事務局から押印の見直しについての説明をさせていただきました。ただ今の説明にもありましたように、これまで審査申出書などの様式に印鑑を求めていたものを、これからは市民の利便性の向上ということで印鑑がなくても提出できるという趣旨で変えさせていただくものでございます。本来ですと委員の皆さんに会議の場に集まっていただき、審議をいただいてから決定することとなりますが、時間的な制約があることから、委員の皆さんの持ち回り決裁により手続を進めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発言あり)

【事務局】

ありがとうございます。準備が整い次第、手続をさせていただきます。

それでは、以上で、匝瑳市固定資産評価審査委員会の会議を閉会とさせていただきます。